

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年1月24日認可した。

平成31年2月1日

香川県知事 浜田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）檀揚水機地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）骨川揚水機地区
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）はざま地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西奥中地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）九十郎池地区
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）内間深田1号地区
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中村下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三枚岩地区
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）惣徳地区
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奥池下池地区